

第2期上牧町まちづくり基本条例検証委員会（第6回）会議録

【日 時】令和6年8月26日（月）午前10時00分～午前11時00分

【出席者】（50音順）

（委員：11名）

大西委員、小田委員、上村委員、呉羽委員、小池委員、阪本委員、鶴谷委員、中川委員、新川委員、西田委員、安中委員

（事務局：総務部企画財政課）

中川部長、中本課長、土井課長補佐、高野係長、中村主事

【欠席者】1名（福井委員）

【傍聴人】0名

【議事概要】

1 開会

- ・10名の委員が出席であるため、会が成立していることの説明（1名遅れて出席）

2 議題

（1）パブリックコメント実施結果及び答申（案）について

事務局：＜パブリックコメント実施結果及び答申（案）について説明＞

副委員長：検証結果報告書についてはこれでよいと思っている。少し気になるのが資料2のパブリックコメントへの回答案の4つ目で、「策定時に所管課において対応していただくことが適当と考えます」という表現が、行政が行政内部の部局に対してお願いするような文章になっており、少し変えた方がよいと思う。それとワークショップは1つの町民参加手法に過ぎないので、「ワークショップを実施する」という文言を「ワークショップ等を実施する」とした方がよいと思う。あえて書くなら「都市計画マスタープランを策定するうえで、町民参画手法の1つとしてワークショップ等を実施することは、様々な意見アイデアを収集する有効な手段であると考えます。策定時に対応していくことを考えています。」というような文章でどうか。「主管課において」と言うと、役所が縦割りになっていると捉えられる可能性があるので、そういうふうに修正してはどうか。

事務局：今のご意見を踏まえて、修正をさせていただきます。

○パブリックコメント回答（案） → 一部修正

○答申（案） → 修正なし

3 答申書の提出

- ・新川委員長から「検証委員会の振返り」を行った後、今中町長に答申書を提出

<新川委員長振返り>

委員長：皆様には昨年8月以来6回の委員会での検証、ご苦勞様でした。町長様にもご支援ご臨席をいただきましてありがとうございました。この間の審議、各委員の熱心なご議論のおかげで、充実した議論ができたのではないかと考えております。今回は特に条例本文の改正につきましては、こども基本法ができて、これに基づいて、こどもたちに関わる記述を大きく組み替えていかないといけないということで、条例改正の提案をさせていただきました。また、今回は職員の皆さんがたの責務について、かなり熱心に議論をいただきまして、職員の方々にも、もちろん公務員としての本来の業務、しっかりやっていただくということはもとより、もっと本町のまちづくりに積極的に関わっていただきたいということで、努力義務ではございますけれども、まちづくり参加への責務を提案させていただいているところでございました。その他、法令に関わるような条例改正もございましたが、基本的にこの2つが大きかったかなと思っております。これに関連し、この条例の逐条解説等におきましても、こどもたちのこれからのあり方、或いは町民参加の仕方、職員参加のあり方、そして協働の推進、こうしたことについて多くのご意見をいただいていたところであります。今回の問題について各委員からのご意見が、いろんな場面で出てきましたけれども、全体的に言いますとやはり大きくは2つのポイントで問題が指摘されたかなと考えております。1つはやはり、この条例が本当に町民の皆さんがたのものになっているのか、住民の方々が活用している状態になっているんだろうかということでもありました。本当に町民の皆さんがたにこの条例の存在、そしてそれをどう活用しようとしているのか、この辺りがしっかり行き渡っているんだろうかということが疑問としては出てきたかと思っております。大きな2つ目としては、やはり本町役場内で、この条例がどう受けとめられ、そして実現されようとしているのか。まちづくり基本条例に基づいて上牧町をよりよく運営していくことを各課の職員の皆さんがたが常に意識をして行政運営に当たっておられるのか、この辺りがやはり各委員からの疑問、或いは懸念として背景にあったのではないかと考えております。その結果、大きく3点ぐらいこの委員会の中でご議論いただいた重要な論点があるかなと思っております。第1には町民の皆様方に、具体的に町政そのものをわかりやすく公表することが重要だということでご意見をいただきましたし、実際の町政運営の中でも十分に留意していただきたいということがご意見としてありました。2つ目は、条例本文の中に、別に定める、或いは条例を設けるといった規定の仕方をしているところがございました。それは様々な要望等に対する記録であるとか、様々な要求に応じて事務を執行するという応答責任の問題、また、住民投票についての具体的な条例制定の手順、さらには、まちづくり協議会の規定が置かれていますけれども、これをどう具体化していくのか、この辺りについて、今後さらに検討を深めていただきたいという趣旨でございました。その一部は、逐条解説の中でもご議論いただいているところ、修正をお願いできたところでも

あります。3つ目は、今後、町全体として対応を考えていかないといけない点として、1つは議会に関わるところがございました。町民と議会とのいわば双方向での情報交換、コミュニケーションが重要ではないかということでもございました。また、執行機関におかれましては、その責務を適正に果たしていくという規定の仕方になっているのかということと、ガバナンスの問題も含めて、その姿勢が問われているということでもありました。そして大きな3つ目はやはり本町内での地域の様々な自治組織の現状を踏まえたときに、まちづくり協議会の議論もありましたが、地域での活動が、高齢化や或いは形骸化といったような問題にも直面をしている中で、これをどう活性化していくのか、今後の町政運営の課題というのがこのまちづくり基本条例の検討の中でも見えてきたところもございました。この辺りぜひ今後の町政運営の中でも、しっかりと検討いただければと思っております。6回にわたる審議の中で本当にいろんなご意見をいただきました。すべてをくみ取ることは難しく、本日の答申のようなまとめ方にならざるをえなかったところがあり、各委員には必ずしも本意ではないところもあろうかと思いますが、まずは、この5年間の条例の運営、そして今後を見通して直ちにに取り組むべきことということで、今回の報告書を作成させていただいたということでお許しをいただければと思っております。

4 町長謝辞

今中町長：昨年から6回にわたり、慎重にご議論をいただきましてありがとうございます。その中で、この条例をこれからどのように発展させていくのかというのが、一番大事だろうと思います。住民の方々への公表、参加、特に議会のほうでも、住民さんへの説明会というような形で、議会は議会で行政がしている形でないものをお取り組みいただいているわけですが、なかなか現実論として、若い人たちが参加できておらず、高齢者の方々がいろんな形で、行政にもご参加をいただいております。住民さんとの関わり、特に子育て世代の方々との関わりが非常に、手薄くなっているというのが実情でございます。これから少子高齢化の中で、まちづくり基本条例をどのように生かしていくのかというのが、一番大きな課題になってくると思います。ただ、上牧町の場合、まちづくり基本条例を制定してから、関わりを持っていた多くの住民の方々には、この基本条例を上牧町の憲法であるという表現をしていただいております。住民の方々には、まちづくり基本条例が、他の法律よりも自分たちに一番関わりの深い条例というふうにご理解をしていただいているわけですので、これからいろんな人たちに、まちづくり基本条例をしっかりとご理解をいただく、併せて参加をしていただくということにエネルギーを注いでいかなければならないと感じております。一部、町の機関の中でも、住民参画をしないような委員会的なものを設置しているという事例もあるわけですので、今後しっかりとそういうところも見直ししながら、できるだけ多くの人たちが参加をしていただけるような形を築いていく必要があると思います。特に、今ほとんどの若い人たちは仕事をされているわけですので、平日にするとすれば、なかなか参加しにくいというのは現実でございますので、それをどのような形で参加してもらいやすい形に切り換

えていくのか、発想の転換が必要だろうと感じているところでございます。いただいた答申をしっかりと読ませていただいて、これから住民の方々が、なお一層行政に参画していただけるように引き続き努力をさせていただきたい、またしていくべきだと考えておりますので、これからも、ぜひ皆さんがたのご意見をいただけますようお願いを申し上げます、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

5 その他

- ・事務局から「パブリックコメント回答（案）の最終調整」、「条例改正のスケジュール」及び「法令遵守における関係条例の制定（9月議会）」について説明
- ・各委員からの感想（委員長、副委員長のコメントのみ以下掲載）

副委員長：私の方からは、今年の6月に改正された地方自治法の主要な改正点と、これから留意すべきことについて少しコメントしておきたいと思う。大きな改正点は、DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応した地方自治法の改正で、もう1点は、いわゆるまちづくり協議会などに匹敵する「指定地域共同活動団体」を市町村が指定できる新たな法制度が立案されて、これに対応した条例・規則の整備が必要となってくることが、議論の俎上に上っている。3つ目が、大規模災害時等において、国が自治体に対して必要な指示ができる規定が入っており、これに関しては、今大変な議論が巻き起こっている。国が地方自治体に一定程度の行動を規制するとか、要請するという点に関しては、個別法によって行うことになっていたはずであるが、個別法によるのではなく一般的な規定に戻してしまうということに対して、大変な反発が起こっている。これは各町村長会とか、或いは知事会、市長会とかにおいて議論されるステップにいずれ入ると思う。法改正はされてしまったが、これが運用されるかどうかについてはまだまだ疑問がある状態である。2番目の「指定地域共同活動団体」の規定も、いわゆる総合型のまちづくり協議会みたいなものを作ることではできるようになる規定で、一定程度の行政財産の使用、いわば半永久的な許可もできるという規定になっている。ものすごく強い権利を持った団体になる。これで本当にいいのかは、非常に議論が出た。学会でも、多くの自治体ではこの法律を受けた条例整備をしなければならないとなっているが、今のところ、このような団体を作る動きがない自治体が約5、6割である。これに対応するのは恐らく、小規模多機能自治ネットワーク協議体と言われている総合型のまちづくり協議会といったものを設立するときに、この法律に対応した団体にするかどうかということを検討し、条例で橋渡しする必要が出てくると思う。そのような課題が今、全自治体にもうすでに迫ってきているということを理解しておいてほしい。それからもう一つ、パブリックコメントの規定をもう少し整備する必要があるのかなということと、コンプライアンス、法令遵守の規定や公益通報制度をきっちり整備するということが課題であると思う。こういったことが次のステップとして出てくるということを申し述べて私のコメントとさせていただく。

委員長：自治基本条例と言われている「まちづくり基本条例」であるが、本当に日々、市民の

皆様がたの暮らしが変化をする、そして地域の社会や経済が変化をする、その中でこの自治、まちづくりのあり方も、変わっていかざるをえないし、時代、社会や経済の要請、さらには、本町だけではなく、これを取り巻く周囲の状況、場合によっては、世界からの影響、物価高というようなこともあるが、こうしたものも含めてこのまちづくりの基本については、今後も見直すべき点がたくさん出てくると思う。こうした見直しの機会にきちんと丁寧にフォローをしていくことも大事ですが、また、この条例が期待をしているように毎年の評価、公表の中でも、町政運営において様々な事態の変化への柔軟な対応ということが期待されているということを改めて強調させていただいて、私の感想にさせていただきたいと思う。ほぼ1年間にわたり、皆様がたと一緒に上牧町まちづくり基本条例検証委員会を進めて参りまして、大変充実した日々を過ごさせていただいたこと、感謝を申し上げまして、本委員会の最終の会議を閉じさせていただく。

6 閉会

以上